

広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和四年四月一日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前									
<p>（給料表）                      第三条（略）                      一（略）                      二 医療職給料表                      イ（略）                      ロ 医療職給料表(二) 病院に勤務する薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、心理療法師、公認心理師、胚培養士、遺伝カウンセラー及びその他管理者の定めるもの                      ハ・ニ（略）                      2―5（略）</p>		<p>（給料表）                      第三条（略）                      一（略）                      二 医療職給料表                      イ（略）                      ロ 医療職給料表(二) 病院に勤務する薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、心理療法師、胚培養士、遺伝カウンセラー及びその他管理者の定めるもの                      ハ・ニ（略）                      2―5（略）</p>									
<p>附則別表第一</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、公認心理師、心理療法師、医療ソーシャルワーカー、胚培養士及び遺伝カウンセラー</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		職	員	保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、公認心理師、心理療法師、医療ソーシャルワーカー、胚培養士及び遺伝カウンセラー	(略)	<p>附則別表第一</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、心理療法師、医療ソーシャルワーカー、胚培養士及び遺伝カウンセラー</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		職	員	保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、心理療法師、医療ソーシャルワーカー、胚培養士及び遺伝カウンセラー	(略)
職	員										
保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、公認心理師、心理療法師、医療ソーシャルワーカー、胚培養士及び遺伝カウンセラー	(略)										
職	員										
保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、心理療法師、医療ソーシャルワーカー、胚培養士及び遺伝カウンセラー	(略)										

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第14条関係）

夜間看護業務等従事実績簿	
(略)	
確認欄	(略)
(略)	
注 (略)	

様式第2号（第14条関係）

精神病患者診療業務等従事実績簿	
(略)	
確認欄	(略)
(略)	

様式第3号（第14条関係）

救急医療業務従事実績簿	
(略)	
確認欄	(略)
(略)	
注 (略)	

改正前

別記様式第1号（第14条関係）

夜間看護業務等従事実績簿	
(略)	
認印	(略)
(略)	
注 (略)	

様式第2号（第14条関係）

精神病患者診療業務等従事実績簿	
(略)	
認印	(略)
(略)	

様式第3号（第14条関係）

救急医療業務従事実績簿	
(略)	
認印	(略)
(略)	
注 (略)	

様式第4号 (第14条関係)

分べん業務従事実績簿	
(略)	
確認欄	(略)
(略)	
注 (略)	

様式第5号 (第14条関係)

診療応援業務従事実績簿	
(略)	
確認欄	(略)
(略)	
注 (略)	

様式第4号 (第14条関係)

分べん業務従事実績簿	
(略)	
認印	(略)
(略)	
注 (略)	

様式第5号 (第14条関係)

診療応援業務従事実績簿	
(略)	
認印	(略)
(略)	
注 (略)	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。